

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例

東近江市事務分掌条例（平成22年東近江市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部」の次に「等」を加え、同条中「ため、」の次に「市長直轄組織及び」を加える。

第2条の見出し中「部」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「部」を「市長直轄組織及び部」に改め、同条中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 市長直轄組織

ア 危機管理及び防災に関すること。

イ 消防及び防犯に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

危機管理体制を強化するため、本市の組織を改編したく、本議案を提出するものである。